

申 立 書 (告 発 書)

研究倫理委員会 様

住 所
氏 名 ⑩
連絡先 (TEL、Mail、携帯、FAX 等)

長野県農業関係試験場の研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第10条第1項の規定により、下記の不正行為について申立（告発）を行います。

- 1 被申立（告発）者の所属・氏名
所属：
氏名：
- 2 不正行為の具体的な内容（不正受給・不正使用・捏造・改ざん・盗用等）
- 3 2の科学的合理的理由（別紙可）

※通報者・被通報者の保護について

- (1) 研究倫理委員会は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行うことがあります。
- (2) 研究倫理委員会は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、通報したことを理由に通報者に対し不利益な取扱いはいたしません。
- (3) 研究倫理委員会は、通報されたことのみをもって被通報者の研究活動を全面的に禁止する等、不利益な取扱いはいたしません。
- (4) この申立書による情報は、長野県農業関係試験場の研究活動に係る不正行為への対応に関する規程に基づく調査のためにだけ使用し、それ以外の目的に使用しません。
- (5) この申立書に記載された情報の調査に関し、通報者に調査協力を求める場合があります。御承諾願います。